旧緊急時避難準備区域(田村市)から避難した申立人ら(母及び子2名)について、平成24年4月から平成28年3月までに発生した避難費用(①避難により増額した電気・ガス・水道料金及び避難先での自治会共益費相当額、②避難前は自家消費用に栽培していた米や野菜の購入費相当額、③原発事故により別離していた申立外父との面会交通費相当額)が賠償されたほか、申立人母について、体調不良等のために就労が困難であった事情を踏まえて、東京電力に対する直接請求手続では未払であった平成25年1月から平成27年2月までの就労不能損害(ただし、平成26年3月以降分については、一定の収入があること等も考慮して、原発事故前の収入額に基づき原発事故の影響割合を5割とし、現実の収入額を控除して算定した。)が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)において、申立人X1、同X2及び同X3(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1. 避難費用(電気・ガス・水道料金の増額分)

【対象期間】自 平成24年4月1日 至 平成28年3月31日 金240,000円

2. 避難費用(自治会共益費分)

【対象期間】自 平成24年4月1日 至 平成28年3月31日 金96,000円

3. 避難費用 (米の購入費用増加分)

【対象期間】自 平成26年1月1日 至 平成28年3月31日 金81,000円

4. 避難費用 (野菜の購入費用増加分)

【対象期間】自 平成24年4月1日 至 平成28年3月31日 金288,000円

5. 避難費用 (家族間面会交通費)

【対象期間】自 平成24年8月11日 至 平成28年3月31日 金410,060円

6. 就労不能損害

【対象期間】自 平成25年1月1日 至 平成27年2月28日 金2,511,350円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目(同項記載の期間に限る。)に対する和解金として、合計金3,626,410円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、 申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立 人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年9月14日

(仲介委員 戸嶋 洋一)